

花巻市議会改革検討委員会（素案）

花巻市条例第 号

花巻市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 市民と議会の関係（第8条 - 第10条）

第3章 議会と市長等の関係（第11条 - 第15条）

第4章 議会の適切運営（第16条 - 第18条）

第5章 議会及び事務局の体制整備（第19条 - 第22条）

第6章 議員の定数、報酬、政治倫理（第23条 - 第25条）

第7章 議会の改革推進と見直し手続（第26条・第27条）

附則

花巻市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、市長とともに市民の信託を受けた市の代表機関である。議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い、協力し合いながら、市としての最高の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点、争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

このような使命を達成するため、議会は主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、市民との関係、市長その他の執行機関との関係、議会の活動原則及び議員の活動原則等を定め、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会への民意の反映と、議会の情報公開を充実させ、議決機関としての責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 市長等 市長及びその他の執行機関をいう。

(3) 委員会 花巻市議会委員会条例に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

2 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた運営に努めなければならない。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めなければならない。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としての自覚を持って活動しなければならない。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(議長及び副議長)

第6条 議会は、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

3 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。

4 議長は、議会全体の代表とし、会派及び委員会から独立した活動を行うものとする。

5 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うものとする。

6 議会は、議長及び副議長を別に定める規定により議員による選挙で選ぶものとし、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派に関することは、別に定める。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、委員会、議員全員協議会を原則公開するものとする。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第9条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、市政に関する重要な情報を、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会報の編集を行う委員会を設置する。

第3章 議会と市長等の関係

(一問一答、反問権)

第11条 議会は、市長等との関係について、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(文書での質問)

第12条 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとする。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(市長等の予算・決算における説明資料作成)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を市長等に求めるものとする。

(計画等の議決)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 都市計画に関する基本的な方針の策定及び変更に関すること。
- (3) 地域福祉に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業で別に定めるもの

第4章 議会の適切運営

(自由討議による合意形成)

第16条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

2 議員は、議員相互間の議論により、積極的に政策、条例及び意見書等の提案に努めるものとする。

3 議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。

(議員全員協議会)

第17条 議長は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため、議員全員協議会を開催することができるものとする。

(委員会の適切運営)

第18条 委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。

2 委員会は審査に当たって、市民に対し積極的に情報公開を行うとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

第5章 議会及び事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会を開催することができるものとする。

(議員の調査研究活動)

第20条 議員は、政策立案、政策提言等を行うため、調査及び研究に努めなければならない。

2 議員は、前項の調査及び研究に資するために、別に条例で定めるところにより交付される政務調査費を適正に執行しなければならない。

3 政務調査費は、その透明性を確保するため、その用途を公開するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。

(議会図書室の設置・公開)

第22条 議会に、議会図書室を設置する。

2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の実充に努めるものとする。

第6章 議員の定数、報酬、政治倫理

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の条例改正に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の条例改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とし検討するものとする。

3 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、市民の信託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に定める。

第7章 議会の改革推進と見直し手続

(議会改革)

第26条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(見直し手続)

第27条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。